

仙台大学ガバナンス・コード 遵守状況

項目	遵守状況	遵守内容
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		
1-1 建学の精神	○	建学の精神・理念のもと、教育・研究・社会貢献活動及び人材育成に取り組んでいる。
1-2 教育と研究の目的	○	建学の精神・理念に基づいた教育目的、研究目的及び中期経営計画を定め、学長を中心としたガバナンス体制のもと実現に向けて取り組んでいる。
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）		
2-1 理事会	○	関係法令、寄附行為及び寄附行為施行規則に基づき、適正に運営されている。
2-2 理事	○	関係法令、寄附行為及び寄附行為施行規則に基づき、適正に運営されている。
2-3 監事	○	関係法令及び寄附行為に基づき、適切に運営されている。
2-4 評議員会	○	関係法令及び寄附行為に基づき、適切に運営されている。
2-5 評議員	○	関係法令及び寄附行為に基づき、適切に運営されている。
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
3-1 学長	○	学長のリーダーシップのもと、教職員が学校法人経営情報を十分に理解し、大学運営が適切に行われている。
3-2 教授会	○	教授会運営規程に則り、適切に運営が行われている。
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
4-1 学生に対して	○	3つの方針についての確認及び自己点検・評価の結果に基づいた教育内容の高度化等が図られている。
4-2 教職員等に対して	○	組織的かつさらに効果的な教育研究活動等が行われるための教職協働体制が図られている。
4-3 社会に対して	○	学則及び自己点検・評価規程に基づき自己点検・評価を実施し、その結果を公表している。
4-4 危機管理及び法令順守	○	各種関係規程に基づき、適正に運用されている。
第5章 透明性の確保（情報公開）		
5-1 情報公開の充実	○	法令等で公表が規定されている情報及び本学が公表すべきと判断する情報を適切にホームページで公表している。また、大学ポータルやその他の媒体も有効活用して積極的に公表している。